

盛岡広域振興局長告示第54号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、岩手山麓土地改良区（滝沢市）から役員の住所の変更について次のとおり届出があった。

平成29年9月22日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

理事、監事の別	氏名	住所	
		変更前	変更後
理事	田沼 齊	滝沢市大釜吉水19番地イ号	滝沢市大釜吉水19番地